

2014 年度 契約法 1 レポート課題とその解答例

2015 年 1 月 13 日

明治学院大学法学部教授 加賀山 茂

レポート課題

最三判平 2・2・20 判時 1354 号 76 頁（クレジット販売契約における抗弁の切断事件）をよく読んで、第 8 回の講義（11/11）までに、以下の問題についてアイラック（IRAC）で論じなさい。

「個品割賦購入あっせん契約（現在は個別信用購入あっせん）において、購入者が販売業者に対して有する抗弁がクレジット会社に対抗できるための理論について、割賦販売法 30 条の 4（同法 35 条の 3 の 19）の規定ではなく、民法の仕組みを使って説明できるかどうか？もしできるとすれば、どの条文を組み合わせることによってそれが可能であるか？」

解答例

1（争点）：

クレジット販売契約とか、立替払契約とか呼ばれている、割賦販売法上の「個品割賦購入あっせん」（改正後の現行法上は、「個別信用購入あっせん」）について、最高裁判平成 2 年判決（最三判平 2・2・20 判タ 731 号 91 頁，判時 1354 号 76 頁）は、以下のように述べて、割賦購入者の割賦購入あっせん業者に対する割賦販売契約の解除の抗弁接続を否定した。

「個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできない。」

しかし、「個品割賦購入あっせん」が「購入者・あっせん業者間の立替払契約」と「購入者・販売業者間の売買契約」を「前提としている」ということは、全体としての個品割賦購入あっせんは、立替払と売買契約を条件として成立しており、どちらか一方が無効または消滅した場合には、個品割賦購入あっせん全体も無効または消滅する可能性がある。

そこで、割賦販売法は、昭和 59 年の改正時に、購入者・販売業者間の売買契約（割賦販売契約）について生じた契約の取消、解除等によって、割賦代金債権が無効・消滅した場合には、購入者は、販売業者に対して生じている事由をもって、あっせん業者に対抗できることになった（割賦販売法 30 条の 4（現行割賦販売法 35 条の 3 の 19））。

しかし、上記の平成 2 年の事件は、割賦販売法の改正前に生じた事件であったため、割賦販売法の抗弁の対抗の規定（割賦販売法 30 条の 4）を適用できない。このため、一般法である民法が適用されることになるが、民法には、割賦販売に関する明文の規定が存在しないため、この問題をどのような観点から解決すべきかが問題となった。

R（ルール）：

購入者・あっせん業者間の立替払契約に基づいて、あっせん業者が消費者に対して支払を請求する権利は、購入者・販売業者間の割賦販売契約によって生じる割賦代金にあっせん業者の手数料を加算した金額である。つまり、購入者・あっせん業者間の立替払契約とは、「一方で、購入者は、販売業者に対して負っている割賦代金相当額について、販売業者に一括して立替払することをあっせん業者に要求し、他方で、あっせん業者は、販売業者に一括立替払した割賦販売代金相当額を分割支払いすることを購入者に要求する」という契約である。

しかし、この立替払契約は、以下の二つの点で、欺瞞的である。

第1に、割賦購入者は、代金一括払いを欲しないからこそ、割賦販売の一形態である「個品割賦購入あっせん」を選んだのであり、購入者は、販売業者に対して一括払いをする必要はなく、「あっせん業者に対して、販売業者に一括弁済を要求する」という、割賦購入の趣旨に反する意思を有していない。そうすると、購入者があっせん業者に対して、販売業者に割賦販売代金相当額を一括して立替払を要求するという立替払契約は、購入者の「意思の不存在」の契約であり、通謀虚偽表示（民法94条）、または、錯誤（民法95条）によって無効となる。立替払は、この点で、欺瞞的な契約である。つまり、立替払契約は、意思の不存在による無効な契約であるため、あっせん業者は、立替払契約に基づいて購入者に割賦代金相当額を請求することはできないことになる。

第2に、立替払の内容は、販売業者が購入者に対して有している割賦販売代金相当額について、あっせん業者が購入者にその支払を請求することである。あっせん業者がそのような権利を取得できるのは、そのような権利を原始取得したからではなく、販売業者が購入者に対して有している割賦代金債権を承継取得したからである。債権の承継取得には、債権譲渡か債務引受しかないが、債務者は、購入者に固定しているのであるから、この場合には、債権譲渡以外にはありえない。しかし、債権譲渡は、債権譲渡人（販売業者）と債権譲受人（あっせん業者）という債権者間の債権譲渡契約（民法466条以下）、または、債権譲渡人（要約者：販売業者）と債務者（諾約者：購入者）との間の第三者のためにする契約（民法537条）以外には方法がない。つまり、債権譲受人と債務者との間のいかなる契約によっても、債権譲渡を行うことはできないのである。「債権譲渡人ではなく、債権譲受人から債権譲渡による履行の要求があったときは、詐欺を疑え」といわれているように、債権譲渡ができるのも、対抗要件を備えることができるのも、債権の譲渡人であって債権の譲受人ではない。この点で、債権譲受人と債務者間で締結される立替払契約は欺瞞的であり、債権譲渡の効力を生じない。つまり、このことから、あっせん業者は、立替払契約に基づいて購入者に割賦代金相当額を請求することはできないことになる。

それでは、あっせん業者は、どのような契約に基づいて購入者に割賦代金相当額の支払を要求できるのだろうか。あっせん業者が、割賦販売業者の購入者に対する割賦代金相当額を請求できるのは、二つの方法しか存在しない。

（なお、立替払契約は無効であるため、民法500条以下については、ここでは触れない）。

第1は、あっせん業者・販売業者間で、割賦代金債権の債権譲渡契約を行う方法である。販売業者とあっせん業者との間では、加盟店契約（提携契約）が締結されている。この契約の内容は公開されていないが、もしも、その中に、「販売業者は、購入者に対する割賦代金債権をあっせん業者に売却する。これによって、あっせん業者は、購入者に対して、割賦代金相当額の分割支払を請求できる。その対価として、あっせん業者は、販売業者に割賦代金相当額を一括して支払う。その債権売買について、買主であるあっせん業者は債権売主の販売業者に対して、民法569条1項の担保責任のみを追及し、同条2項の担保責任（保証人としての責任）は追及しない（ローン提携販売とは異なる）」という趣旨の条項が含まれていると思われる。提携契約にこのような条項が含まれている場合には、あっせん業者は、購入者に、割賦代金を請求することができる。しかし、この場合には、債権譲渡の原則にしたがって、債務者である購入者は、債権譲渡人である販売業者に対する抗弁をもって対抗することになる（民法468条2項）。したがって、割賦販売法の改正前の契約であっても、購入者は、販売業者との間の割賦販売契約を解除したこと、したがって、残代金の支払拒絶の抗弁をもってあっせん業者に対抗することができる。

第2は、購入者・販売業者間に、「販売業者は、売買目的物を即時に引き渡すことを約し、購入者（諾約者）は、割賦販売代金を販売業者（要約者）に対して支払う代わりに、あっせん業者（受益者）に支払うことを約する」という、債権譲渡に関する「第三者のためにする契約」が含まれており、あっせん業者（受益者）がそれに対して、加盟店契約等で受益の意思表示をしている場合（民法537条2項）には、あっせん業者（受益者）は、購入者（諾約者）に対して直接にその給付を請求する権利を有する（民法537条1項）。

この場合には、民法539条が適用されるため、購入者は、販売業者との間に生じたすべての抗弁をもって、受益者に対抗することができる。

このようにして、個品割賦購入あっせんの場合においては、どのような可能性を想定しても、購入者は、販売業者に対する抗弁をもってあっせん業者に対抗できることになる。

A（議論）：

割賦購入者は、販売業者に対する抗弁をもって、あっせん業者に対抗できるとしても、抗弁発生の時期が問題となる。民法468条2項によれば、債務者である購入者は、債権譲渡人である販売業者から債権譲渡の通知を受けるまでに販売業者に対して生じた事由をもって譲受人であるあっせん業者に対抗できるに過ぎない。本件の場合、購入者の抗弁事由である割賦販売契約の解除は、債権譲渡の通知の後に発生しているため、解除の抗弁をもってあっせん業者に対抗できないのではないかと疑問が生じる。

しかし、売買契約と同様の双務契約である請負契約の請負代金の債権譲渡について、最高裁昭和42年判決（最二判昭42・10・27民集21巻8号2161頁、民法判例百選Ⅱ第28事件）は、以下のように述べて、抗弁の原因である債務不履行が債権譲渡の通知よりも先に発生しておれば、たとえ抗弁事由である契約解除が通知よりも後に発生した場合でも、債務者は、その抗弁をもって債権譲受人に対抗できるとしている。

「請負契約は、報酬の支払いと仕事の完成とが対価関係に立つ諾成、双務契約であって、請負人の有する報酬請求権はその仕事完成引渡と同時履行の関係に立ち、かつ仕事完成義務の不履行を事由とする請負契約の解除により消滅するものであるから、右報酬請求権が第三者に譲渡され対抗要件をそなえた後に請負人の仕事完成義務不履行が生じこれに基づき請負契約が解除された場合においても、右債権譲渡前すでに反対給付義務が発生している以上、債権譲渡時にすでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していたものというべきである。」

売買契約は、請負契約と同様に双務契約であるから、最高裁昭和 42 年判決の法理は、本件の割賦販売契約にも妥当する。したがって、本件の購入者は、解除原因が本件契約発生当時にすでに発生していたのであるから、抗弁事由である割賦販売契約の解除が、債権譲渡の通知後になされたとしても、債権譲受人であるあっせん業者に対抗できることになる。

C (結論) :

割賦販売法の新設規定である 30 条の 4 (現行割賦販売法の 35 条の 3 の 19) が適用できない場合においても、あっせん業者の購入者に対する権利は、立替払契約によって原始取得したものではなく、割賦販売業者の購入者に対する割賦代金債権を債権譲渡によって承継取得したものである。

本件における割賦代金債権の債権譲渡は、第 1 に、債権譲渡人である販売業者と債権譲受人であるあっせん業者との間で行うことができるが (民法 466 条以下)、その場合には、民法 468 条 2 項によって、債務者である購入者は、債権譲渡人との間で生じた抗弁をもって債権譲受人であるあっせん業者に対抗できる。

債権譲渡は、第 2 に、債権譲渡人 (要約者) と購入者 (諾約者) である購入者の間の第三者のためにする契約 (民法 537 条以下) によっても実現できるが、その場合には、民法 539 条が適用されるため、割賦購入者は、販売業者に対するすべての抗弁をもってあっせん業者に対抗できる。

したがって、割賦販売法の改正以前の事件であって、割賦販売法 30 条の 4 が適用できないこと、および、購入者・あっせん業者間の立替払契約と購入者・販売業者間の売買契約とは別個の契約であることを根拠として、「購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできない。」とした最高裁平成 2 年判決 (最三判平 2・2・20 判タ 731 号 91 頁、判時 1354 号 76 頁)、および、この法理を、割賦販売契約が公序良俗に反して無効である場合にまで拡大して、購入者のあっせん業者に対する抗弁の対抗を否定した最高裁平成 23 年判決 (最三判平 23・10・25 民集 65 卷 7 号 3114 頁) は、適用すべき民法 468 条 2 項、または、民法 539 条を無視しており、法の適用を誤った判決であるといわなければならない。したがって、これらの判例の準則は、大法廷判決によって変更されるべきである。

(補足) 自社割賦販売から、個品割賦購入あっせんに至るまでのリスク配分の変化

表 1 自社割賦個販売におけるリスク配分 (販売業者の負担が大きい)

	販売業者 (負担増)	購入者 (負担軽減)
便益	販売促進：高価品でも販売が伸びる。	高価品も、分割支払で購入できる。
負担	代金回収が遅れ、資金繰りに支障。	商品所有権が売主に留保される。
担保責任	商品につき、権利の瑕疵、物の瑕疵について、購入者に対して責任を負う。	民法 571 条により、売主が責任を果たすまで、代金の支払を拒絶できる。

表 2 個品割賦購入あっせん改正前のリスク配分
(販売業者は負担軽減、購入者は負担増加、)

	販売業者 (改善)	あっせん業者 (負担軽い)	購入者 (改悪)
便益	販売促進。高価品でも販売が伸びる。	融資により、利子と手数料を得る (適切)。	分割支払で購入できるが、抗弁が失われる。
負担	一括払が実現され、資金繰りの支障が解消。	融資に必然的な、資金回収のリスクを負担する (適切)。	所有権があっせん業者に留保される。
担保責任	購入者に対して、商品の権利の瑕疵、物の瑕疵の担保責任を負う。	売主が責任を果たさなくても、購入者から支払を受けることができる (不当)。	民法 571 条に反し、売主に責任がある場合も代金の支払を拒絶できない。

表 3 個品割賦購入あっせん改正後のリスク配分
(販売業者は負担軽減、購入者は変更なし)

	販売業者 (改善)	あっせん業者 (負担増)	購入者 (改善)
便益	販売促進。高価品でも販売が伸びる。	融資により、利子と手数料を得る (適切)	分割支払で購入できる。
負担	一括払が実現され、資金繰りの支障が解消。	融資に必然的な、資金回収のリスクを負担する (適切)。	所有権があっせん業者に留保される。
担保責任	購入者に対して、商品の権利の瑕疵、物の瑕疵の担保責任を負う。	売主の担保責任を一時的に負担し、売主が履行するまで支払停止を甘受する (適切)。	民法 571 条により、売主が責任を果たすまで、代金の支払を拒絶できる。

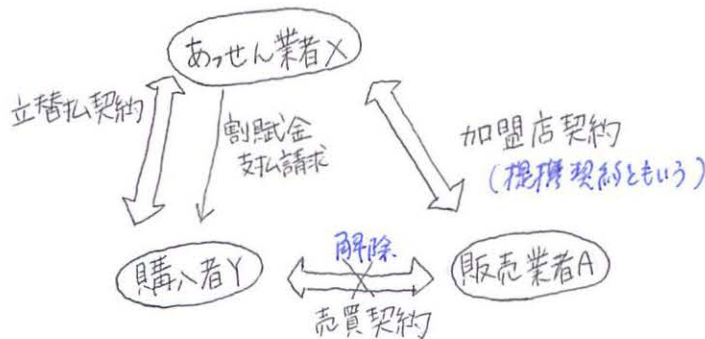
(昭和57年9月から支払を開始し、
昭和58年4月から支払いを停止)

受講生が提出したレポートの中から、
模範的と思われるものを紹介します。

途中から

くつた

はじめに、今回のレポート課題である最三判平2・2・20判時1354号76頁(クレジット契約における抗弁の切斷事件)の事実について述べる。この事件は、購入者Yが個品割賦購入あっせん業者Xの加盟店である販売業者Aから呉服一式を145万円で購入し、代金をXがAに一括立替払したが、Yが割賦金の支払を履行しな^いので、XがYに割賦金残額の支払を請求したというものである。これに対してYは、Aが商品の引渡を履行しな^かったことを理由にYA間での売買契約は合意解除したため、Xに対する支払義務はないと主張した。原審ではYの主張が認められ、Xの履行請求は信義則に反し許されないと判断された。そこで、Xが上告したのである。これを図にすると以下のようになる。



最高裁判所は、原審の「Xの履行請求は信義則に反し許されない」という判決を破棄差戻し「購入者が割賦購入あっせん業者(以下『あっせん業者』という。)の加盟店である販売業者から証券等を利用することなく商品を購入する際に、あっせん業者が購入者との契約及び販売業者との加盟店契約に従い販売業者に対して商品代金相当額を一括立替払し、購入者があっせん業者に対して立替金及び手数料の分割払を約する仕組みの個品割賦購入あっせんは、法的には、別個の契約関係である購入者、あっせん業者間の立替払契約と購入者、販売業者間の売買契約を前提とするものであるから、両契約が経済的、実質的に密接な関係にあることは否定し得ないとしても、購入者が売買契約上生じている事由をもって当然にあっせん業者に対抗することはできないというべきであり、昭和59年法第49号(以下『改正法』という。)による改正後の割賦販売法30条の4第一項の規定は、法が、購入者保護の観点から、購入者において売買契約上生じている事由をあっせん業者に対抗し得ることを新たに認めたものにほかならない。したがって、右改正前においては、購入者と販売業者との間の売買契約が販売業者の商品引渡債務の不履行を原因として合意解除された場合であっても、購入者とあっせん業者との間の立替払契約において、かかる場合には購入者が右業者の履行請求を拒み得る旨の特別の合意があるとき、又はあっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなどの右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、購入者が右合意解除をもってあっせん業者の履行請求を拒むことはできないものとするのが相当である。」と述べた。

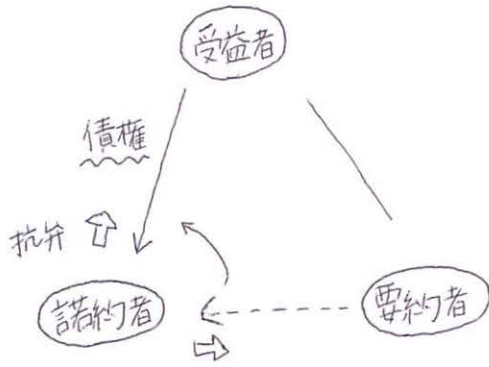
1
ここで問題となるのは、購入者 Y が販売業者 A から商品を受け取っていないにもかかわらず、代金を一括立替払したあっせん業者 X に割賦金を支払わなければならないのか、という点である。すなわち、Y が販売業者 A との間で結んだ売買契約の合意解除をもって、あっせん業者 X と結んだ立替払契約を破棄し、代金の支払い請求を拒絶できるかということである。

最高裁判所では、X の Y に対する支払請求権が認められた。現在であれば、割賦販売法 30 条の 4 第 1 項「購入者は、第 2 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する割賦購入あっせんに係る購入の方法により購入した指定商品に係る第 30 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 5 項第 2 号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該指定商品の販売につきそれを販売した割賦購入あっせん関係販売業者に対して生じている事由をもって、当該支払の請求をする割賦購入あっせん業者に対抗することができる。」をもって消費者である Y が X に対抗することができる。しかしながら、この事件があったのは割賦販売法 30 条の 4 第 1 項が施行される前であったため、これを適用することができない。

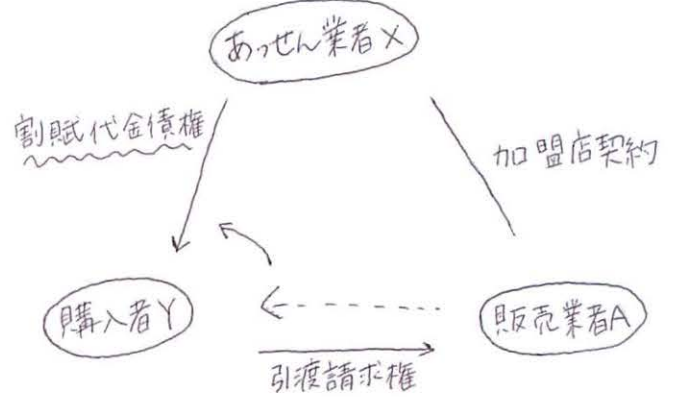
また、最高裁は割賦販売法 30 条の 4 第 1 項を購入者保護の観点から新たに認められたものであり創設的規定であると考えている。しかし、民法にはもともと消費者を保護するという考え方はあったため、割賦販売法 30 条の 4 第 1 項は民法にもともとあったこの考え方を明文化した確認的規定といえる。よって、たとえ割賦販売法 30 条の 4 第 1 項が適用されなくても、民法の仕組みを使って消費者を保護することは可能である。今回の事件では、消費者である Y は、呉服一式を購入するために A、X それぞれと売買契約並びに立替払契約を結んだ。これら二つの契約は別個の契約ではあるけれど、売買契約がもととなって立替払契約が結ばれたため切り離して考えることはできない。そして、Y はこれらの契約の目的である「呉服一式の購入」を達成できていないにもかかわらず、X に対して割賦代金の支払いをすることは、消費者保護の観点から妥当とはいえない。よって、民法の仕組みを使って Y が X に抗弁できることを説明することができる。¹

次に、購入者 Y、販売業者 A、あっせん業者 X の三者間の関係を詳しくみていく。YA 間では売買契約が行なわれており、A は Y に対して代金の支払請求権をもっていた。そして代金支払債務を負った Y は X と立替払契約を結んだのである。これを債権に焦点を当てて説明すると、A が Y に対してもっていた代金支払請求権という債権が、X に移り、X が Y に対する債権を持つようになったことができる。すなわち、Y に対する代金の支払請求権が A から X に移ったのである。以上のことから、Y、A、X 三者の関係は、民法 537 条第 1 項「契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する」という、第三者のためにする契約と同様の構造で結ばれたものである。これを図にすると以下のようになる。¹

< 第三者のためにする契約 >



< クレジット契約における抗弁の切断事件 >



①

上図から分かるように、Y、A、X 三者の関係は民法第 537 条第三者のためにする契約にあてはめて考えることができる。第三者のためにする契約は、民法 539 条に「債務者は、第五百三十七条第一項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。」とあるように、債務者の抗弁は第三者へも接続される。よって、この事件の場合、債務者である Y が A に対して持っていた抗弁をもって第三者である X に対抗することができるのである。すなわち、購入者 Y は販売業者 A との間で結んだ売買契約の合意解除をもって、あっせん業者 X からの代金支払いの履行請求を拒むことができるのだ。

以上より、個品割賦購入あっせん契約において、購入者 Y が販売業者 A に対して有する抗弁が、クレジット会社 X に対しても接続することは民法第 537 条と民法第 539 条を組み合わせることによって説明可能である。

< 参考文献 >

瀬川信久 内田貫 民法判例集 債権各論第三版
最(三)判平成2年2月20日判時1354号76項

井上正仁 能見善久 ポケット民法平成26年度版 有斐閣

加賀山先生のレジメX

よく書けています。模範解答として紹介させていただきます。